

## 令和4年度第3回愛媛県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和5年2月6日(月) 愛媛県水産会館6階大会議室	
出席委員氏名	委員長 松村 暢彦 (愛媛大学社会共創学部教授) 委員 柴田 好則 (松山大学経営学部准教授) 委員 丹下 真由美 (税理士) 委員 森 貴弘 (公認会計士) 委員 渡部 麻紀 (株式会社愛媛銀行砥部支店長)	
審議対象期間	令和4年8月1日 ~ 令和4年11月30日	
抽出案件	総件数 7 件	(備考) 抽出の考え方(抽出担当委員) ・入札・契約方式別、部局別、地域別を基本に抽出。
入札後審査型一般競争入札	4 件	
指名競争入札	3 件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p><b>【県発注工事に係る入札及び契約手続の運用状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p><b>【抽出工事に関する説明及び審議】</b></p> <p>○入札後審査型一般競争入札</p> <p>1. 債字港補第4号の2 重要港湾 宇和島港 樺崎大橋 上部工工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度以前発注分、令和3年度発注分、令和6年度以降発注分は違う工事という理解でいいか。</li> <li>・それぞれ受注業者は違うのか。</li> <li>・別業者となった場合、それぞれの工事の擦り合わせは、どの程度発注の際に考慮することとなるのか。</li> </ul> <p>2. 肱特第4号の2 一級河川肱川水系 肱川 大規模特定河川工事（受注者希望型ICTモデル工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札となったのはなぜか。</li> <li>・今回の落札業者は昨年度と同じ業者か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度以前の工事は、橋台のコンクリート工事を行っていた。令和3年度から3箇年で橋脚工事を行っている。なお、今回は鋼製の橋を架ける工事となっており、令和6年度以降は舗装工のほか、防護柵を設置する工事を予定している。</li> <li>・橋台や橋脚に係る工事は別工事であったが、結果的に同じ業者が受注している。また、本工事については、過年度工事とは異なる工種（過年度工事：一般土木、本工事：鋼構造物）で発注しているため、別業者である。</li> <li>・橋梁工事全体の工程も考慮し、各業者に手待ち時間が生じないように、ある程度下部工が出来てから上部工を発注し、下部工完成と同時に上部工も架かるというように、タイミングを調整しながら発注している。</li> <li>・平成30年7月豪雨災害では管内で6名の方が亡くなったことから、地域の担い手である建設業者も地域防災に対する思いが強くなっており、地元貢献したいとの意識から、地域の実情を熟知する当該等級の業者が入札したものとする。また、施工地所在市内の建設業者は、平成30年7月豪雨災害に伴う工事に関して、市発注分で80件、県発注分で4件もの事故繰越を抱えており、各業者の手待ち工事が多くなっていることも要因の一つであると推測する。そして、今回の工事は河川内での作業を伴う工事ということもあり、資材の運搬や地元調整等にコストがかかることから、地元から離れた施工業者の受注も難しかったものとする。</li> <li>・同じである。</li> </ul>

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札率が98.4%と高い理由は何か。</li> </ul> <p><b>3. 防急砂第17号の2 急傾斜地 後浜地区 急傾斜地崩壊対策工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札となったのはなぜか。</li> <li>・落札率が99.9%と高くなっているのはなぜか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期やアユの漁期などの制約があり、河川内で資材の設置箇所が限られるなどの現場の状況を考慮し、実行予算を積算した結果、高い落札率になったものと思われる。</li> <li>・管内の島嶼部においても、平成30年7月豪雨災害に伴う工事が複数箇所で行われており、島内の業者の手持ち工事が多かったため、先行工事を受注していた同業者が応札したものと推察する。</li> <li>・本工事は家の裏で行うもので、現地への進入路が狭い等、非常に現場条件が悪い。そのため、現場に資材を運ぶ際、小型の運搬車が必要となるなど手間のかかる作業が必要なことから、前回当該地区の工事を受注した業者が、応札時に実行予算を積算した結果、設計金額に近い数字となったのではないかと考えている。</li> </ul>
<p><b>4. 基設ス頓(4)第3号 頓田川沿岸地区 法面補強(その7)工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札となったのはなぜか。</li> <li>・複数年で工事する場合、施工範囲はどのように決まっているのか。</li> <li>・過年度工事も同種の工事であったのか。</li> <li>・令和5年度以降も同種工事が続くのであれば、今回と同様に一者応札となるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の現場が、市内中心部から約30分と遠く離れているほか、繊維補強モルタル吹付工は、特殊な材料を用いるうえ、施工実績のある業者が少ないことから、利益率が低いと判断されたものと推察する。</li> <li>・予算の都合もあるが、基本的には下流から順番に施工していくことになる。</li> <li>・同様の工法で施工しており、同種の工事である。</li> <li>・早期発注で十分な工期を確保するなど、競争性が高まるようにしていきたい。</li> </ul>
<p>○指名競争入札</p>	
<p><b>5. 防交防第905号の1 一般県道 東川上 黒岩線道路災害防除工事(防災安全)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札率が低くなっているのはなぜか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信工事については、発注件数が少なく、あくまでも工事費内訳書からの推測になるが、道路情報表示装置の工場製作において、経費の削減が図れるものと各入札参加者が判断したと思われる。</li> </ul>

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材費や人件費等は高騰しているという感覚であるが、実態は違うのか。</li> <li>・道路情報表示装置の支柱を門型から片持ち式に変更したのはなぜか。</li> <li>・新設の表示板は情報提供の点で問題等は発生しないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の単価については、調査会に委託して調査しているところであるが、製造メーカーと取引実績があるなど、機器本体を安価に購入できると各入札参加者が見込んだものと思われる。</li> <li>・経済性及び維持管理の観点等を総合的に判断し決定した。</li> <li>・既設の表示板では、1段・14文字を単色で表示していたものを、2段・標準で各7文字のフルカラー表示としたほか、図柄の表示も可能とするなど、今まで以上の情報は提供できるものとなっている。</li> </ul>
<p><b>6. 補海老第9号の2 大久東海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急工事他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札金額について、いずれの業者も綺麗な数字で丸めているように思うが、なぜか。</li> <li>・300近い業者がいる中で、なぜ県外業者も含めた7者を選定したのか。</li> <li>・一見それほど難易度が高い工事ではないように思えるが、どうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準歩掛や公表している単価を用いたものについては、いずれの業者も精度よく積算されているが、今回のような見積を伴うものについては正確な工費の内訳が分からないため、公表されている予定価格の中で、各業者が比較的丸めた数字で応札したのではないかと推察している。</li> <li>・海岸の護岸に取り付ける陸閘（津波・高潮の進入を防ぐため、堤防の開口部に設置する扉）については、水密性の確保等高度な技術を要する構造物であるため、施工実績の多い業者から選定した結果、県外も含めた7者となった。</li> <li>・県内で実績を有する業者は少ないのが現状である。また、水密性の確保が重要な構造物のため、正確に現地調査を行ったうえで制作に入るといった過程において、相当の技術力が必要な工事である。</li> </ul>
<p><b>7. R4 自四整第1号 四国の道再整備工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	

(問い合わせ先)

松山市一番町四丁目4-2 TEL 089-968-2294

愛媛県入札監視委員会事務局 (県庁総務部行財政改革局行革分権課行政管理室内)